

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	電子帳簿保存の承認要件の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	電子帳簿保存法では、会計システムや関連業務システムにおける明細データを電磁的に記録し保持すること、会計関連データの訂正・加除履歴の保持や検索性を確保することなど、電子帳簿保存法の承認を受ける要件が過度に厳格で、コストを伴うものとなっており、企業の税務関係書類の電子化が阻害されている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電子帳簿保存法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件である。紙による保存よりも過度に厳格となっているこれらの要件を見直すべきである。 電子帳簿保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも、電子的保存を促進する観点で法を見直すべきである。